

入札注意書

第1条 工事、製造その他の請負、物品の売買又は役務の提供に加わろうとする者は、入札公告及び入札説明書、仕様書、図面、契約書案、現場及び現物等（以下、「入札公告等」）を熟覧の上、入札の日時までに入札保証金を納付しなければならない。ただし、独立行政法人国際交流基金において保証金の納付の必要がないと認める場合においては、その納付を免除することがある。入札保証金の有無は入札公告等に記載する。

第2条 入札者は、入札公告等及びこの注意書の条項等に疑問があるときは、担当職員の説明を求めることができる。入札後、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第3条 入札者は、入札書（当基金所定の入札書をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を記載し封かんの上、封筒に「宛名」、「件名」及び「自己の名前」を表記し、入札公告に示した時刻までに入札会場（郵送による場合は基金指定場所）に提出しなければならない。

(1) 入札金額

(2) 競争入札に付される工事若しくは製造の表示、物品の名称又は役務の表示

(3) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）及び押印

(4) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。（復代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の氏名、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名及び押印。）また、入札書の様式は、『第1号の2』（代理人又は復代理人が入札する場合）を使用すること。

第4条 入札者以外は、入札場に入場してはならない。

第5条 提出した入札書は、理由のいかんを問わず、引替え、変更又は取消しできない。

第6条 開札は、入札公告に示した日時及び場所において、入札者の面前で行う。ただし、入札者で出席しない者があるときは、入札に関係のない職員を開札に立ち合わせる。

第7条 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

(1) 一般競争入札の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資

格のない者の提出した入札書

- (2) 指名競争の場合において、指名しない者の提出した入札書
- (3) 第3条第1項各号に掲げる事項の記載（押印を含む。）のない入札書
- (4) 競争入札に付される工事若しくは製造の表示、物品の名称又は役務の表示に重大な誤りのある入札書
- (5) 入札金額の記載のない入札書
- (6) 入札金額の記載を訂正した入札書でその訂正について印の押してないもの
- (7) 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の入札書
- (8) 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- (9) 入札公告に示した時刻までに到着しない入札書
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (11) 明らかに談合であると認められる入札書
- (12) 委任状を提出しない代理人又は復代理人の提出した入札書
- (13) 同一事項の入札について他人の代理人（又は復代理人）を兼ね、又は2人以上の代理（又は復代理）をした入札
- (14) 指定した文書が添付されていない入札書
- (15) 郵送等により複数提出した入札書（郵送等による入札の場合、提出できる入札書は1通のみ）
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

第8条 入札においては、入札公告等に記載されている決定方法によって落札者を定める。

- 2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、速やかに抽せんで落札者を定める。
- 3 抽せんすべき者が抽選に応じられないときは、入札に関係のない職員に抽せんさせる。

第9条 各人の入札金額が全て予定価格を超えたとき（物品売払いの場合においては予定価格に達しないとき）は、原則2回まで再入札を行う。

- 2 初入札しない者、初入札で無効となった者又は郵送等により入札書を提出し開札には出席しない者は、再入札に参加することはできない。

- 3 再入札の結果が予定価格を超えたときは、随意契約によることがある。
- 第10条 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後、落札者以外の入札者に対しては入札執行後、その受領書と引き換えて返還する。
- 第11条 落札者は、指定の期間内に契約書を取り交わさなければならない。
- 第12条 落札者が指定の期間内に契約書を取り交わさないときは、入札保証金は当基金に帰属するものとする。
- 2 前項の場合、第1条ただし書の規定により入札保証金の納付が免除されているときは、落札者は、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
- 第13条 当基金が必要と認めるときは、契約の際に保証人を請求することがある。
- 第14条 当基金が次の各号の一に該当すると認めるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。
- (1) 談合等、不正行為の事実がある場合又はおそれのある場合
 - (2) 天災その他やむを得ない理由による場合
 - (3) 入札参加者がいない場合
 - (4) 入札公告等に誤りがあった場合
 - (5) その他適正な入札の執行ができないおそれのある場合
- 第15条 入札公告等に入札注意書の記載事項と一致しない記載があった場合は、入札公告等の記載を優先する。

以下余白